

## わがまち歴史散歩

## 天保12年末の庄屋・年寄

## ○畑村の村政記録

江戸時代の村経営は庄屋・年寄など村役人の手にゆだねられていました。だが、もう一步踏み込んでみてください。こうした村役人の日常的な活動はどうだったのでしょうか。目の前に見えるようなイメージは、浮かんでこないのではないのでしょうか。

池田市畑地区には、江戸時代中期以降に作られたたくさんの村政関係史料が残されています。池田市史編纂委員会ではそれらの中から重要なものを選び出し、「畑村関係資料」として平成2年（1990年）に一冊の史料集を刊行しています。村政の実際を後世に残し、検討するためでした。

今回は、その中から「天保十二年丑十二月」と右肩に表記された「村用書留帳」を読んでみます。ここには天保13年

11月までの動きが記載されています。

天保12年は西暦1841年、江戸時代も終わりに近い時期です。現在では社会的に消えてしまった仕組み



「村用書留帳」(池田市立歴史民俗資料館蔵)

も多く、一度読んだだけでは正確に理解しがたい記述も至る所にできます。だが、調べながら少しずつでも読み解いて行かねばなりません。

## ○村方支配米売方でお叱り

さて、天保12年12月6日、麻田藩役所から「村方支配米売方」に關し、東西両畑村の庄屋2人が呼び出されて取り調べを受けることとなりました。「村方支配米」というのは、村方諸費用に充てることのできる米という意味で、その売却に関する嫌疑でしょう。

2人の庄屋はそれぞれ「吟味中 慎み」を仰せつかり、その間の「村用(村の仕事)は万端それぞれ2人の年寄が代行するよう指示されました。もともと、このとき別の村である井口堂村の庄屋

は手鎖を命じられているので、取調べを受けたのは両畑村だけではなかったようです。

7日には東西両畑村の年寄2人ずつが呼び出され、事情を聞かれています。西畑村の2人の年寄は「役人一統相談の上」と答え、東畑村の2人の年寄は「一切承り知らぬ」と答えています。10日には処断が下されました。4人の年寄には「叱りおく」、2人の庄屋に対しては「きつと叱りおく」とされています。罰としては庄屋の方が少しきつかったようです。「叱りおく」の根拠については、

「村方売りの儀に付き仲買より頼むにつき割米をさせたのは不屈きの至り」と書かれています。どうもお米とお金の運用に関わっているようですが、詳細はよく分かりません。分かることは、村役人そろってこの行為を遂行し、村側から問題にする声はあがっていないということです。苦しい財政事情に悩む領主側の一方的処断だったのかもしれませんが。

ただ、こうしたやりとりからは、庄屋・年寄への指揮権は領主側の手の内にあつたこと、村側はそれに従う以外になつた事実が見えてきます。ちなみに、村役人

の任免も代官の権限でした。例えば、この史料の天保13年10月7日に市郎兵衛と彦右エ門が年番庄屋を仰せつけられています。

## ○賄い金勘定

東西両畑村は、何かにつけて共同行動をとつたようです。先の記録によれば、年末には、その費用清算も含め、村用費の立替払いや村方への白米5合ずつの配分、山年貢の計算、年貢皆済の作業(24日には津出しと呼ぶ幕府蔵および藩の蔵への納入作業など、なにかと忙しい日々を送っています。庄屋・年寄は毎日数人ずつ会合して帳面と顔を突き合わせ、お金の勘定をし、村で貸し付けた金銀の回収・利殖にも力を注いでいます。

天保期ともなれば貨幣の存在は村でもさらに大きくなり、その運用知識がなくては村役人の職務をこなせなくなっていたのです。それは村の中から沸き起こる動きであり、ときに領主の意図と齟齬そごすることもありました。村役人の毎日の行動記録の研究が大事になってくる所以ゆゑんです。

(市史編纂委員会委員長・小田康徳)

◆問い合わせは生涯学習推進課

☎754・6674